

# 西青区政策マニュアル

## Xiqing District Policy Manual



国家級・西青經濟技術開發区

State-Level · Xiqing Economic-Technological Development Area

2019

## 西青経済技術開発区

西青経済技術開発区（英語の略語は XEDA、中国語の音訳は「賽達」）は 1992 年に設立され、天津中心部の南部に位置し、北京と河北省に隣接し、雄安新区の建設に協力し、北京・天津・河北省協同発展に注力する重要なエリアである。総企画面積は 150 k m<sup>2</sup>で、国務院の承認を経て設立された国家経済技術開発区で、国家級開発区の政策を実施している。

長年の建設と発展を経て、西青開発区は現在、更に電子情報、自動車とサプライヤー、バイオ医薬、ハイエンドケア用品と機械製造を代表とする五つの主導産業が形成された。インターネットプラス、ヘルスケア産業、省エネ・環境保護、新エネルギー、新材料等の戦略新興産業を積極的に培うと同時に、文化創意産業、ビルディングエコノミー産業を代表とする現代サービス産業の発展をさせ、「5+2」式の現代産業新体系の構築に取り組んでいる。2017 年年末までに、進出企業は合計 3200 社で、投資総額は累計で 270 億米ドルで、そのうち外資額は 150 億米ドルに達しており、フォーチュンベスト 500 の企業は 43 社ある。主要な経済指標は穏やかかつ速かに伸びつつあり、中国国内で最も活発で、最も注目を浴びる経済開発区域の一つとなっている。





## 西青区の概要

西青区は天津市の南西部に位置し、武清区・静海区と河北省の霸州市に隣接し、天津市の郊外四区の一つである。総面積は **565.36km<sup>2</sup>** で、7つの鎮と3つの街を統轄し、常住人口は **135万人** である。

西青区は天津市委員会・市政府に「電子情報・自動車産業基地、科学教育研究開発基地、歴史文化と生態住みやすいエリア」と位置付けられた。次世代情報技術、自動車とサプライヤー、ハイエンド設備製造、バイオ医薬などの主導産業は全区の規模以上工業産業の **51%** を占めている。西青開発区は国家に認定した第一陣の全国電子情報産業基地の一つであり、国家商務部に自動車部品輸出基地と命名された。NXP、SMIC などの有名な集積回路製造企業が集まり、一汽トヨタ・シャレードなど **4** 社の完成車メーカーと福耀自動車ガラスなどの自動車部品メーカーが **300** 社余り、世界のトップ 500 社の **50** 社と国内のトップ 500 社の **46** 社が区内で投資した。科学技術研究開発・現代物流・文化観光・展示経済などの現代サービス業が盛んに発展し、レジャー農業・種源農業・ブランド農業などの現代都市型農業は品質と効率を向上させ、農業施設化率は **51%** に達しており、国家級現代農業モデル区と評価された。全区は **1** つの国家級開発区、**2** つの国家自主创新モデル区西青分園、**1** つの北京・天津・河北省協同発展という重大な国家戦略を実行する天津南駅科学技術ビジネス区、**3** つの市級モデル工業団地、複数の特色産業パークとビルで構成された産業レイアウトが形成された。

# 西青区政策シリーズ—人工知能とビッグデータ産業政策

## 「西青区現代サービス業加速振興支援政策」

### 第一部分 人工知能と集積回路産業支援政策

**第一条** 西青区内に新しく設立した（払込資本金が1000万元以上の）人工知能企業に対し、区内で事務所を借りる場合、実際賃貸料の100%を補助金として企業に与える。補助期間は3年間で、且つ各企業の年間補助金額は最大100万円までである。また、自社事業用事務所を購入する場合、西青区は購入費用の10%（最大300万円まで）を一括で補助する。

**第二条** 自社の人工知能の研究開発のため、発明特許を購入する人工知能企業に対し、発明特許の購入費用の40%を補助する。一社あたりの年間補助総額は最大100万円まで。

**第三条** 人工知能分野の世界的な賞を受賞した企業に対し、受賞金額の100%相当の金額を奨励する。人工知能分野の国家科学技術賞等国家レベルの表彰の特別賞、一等賞、二等賞を受賞した場合、それぞれ200万円、100万円、50万円の奨励を与える。人工知能分野で省（部）レベルの科学技術賞等の特別賞、一等賞、二等賞、三等賞を受賞した企業にそれぞれ50万円、40万円、30万円、20万円の奨励を与える。また、同じ項目に複数の奨励を得られる場合に、その中で金額高いの方だけで補助する。人工知能分野での中国特許賞の金賞、銀賞及び優秀賞を受賞した場合、それぞれ50万円、30万円、20万円の奨励を与える。

**第四条** 人工知能分野の国際、国家と業界標準の制定（または改訂）の第一責任者として参加する企業に対して、それぞれ100万円、50万円、30万円の奨励を与える。一社あたりの年間補助総額は最大100万円まで。

**第五条** モノのインターネット技術（IoT技術）がICV（インテリジェントコネクティッドカーの略称）分野の応用を支援する。重点的にレーザー／ミリ波／超音波レーダー、狭帯域技術、高性能GPU（グラフィックプロセッサ）チップ、HCI（ヒューマンコンピュータインタラクション）システム、リアルタイムオペレーティングシステム、車両情報インタラクティブシステム、無線通信システム、電子安定システム、パワートレイン制御システム、情報セキュリティシステムなど主要技術及び製品の応用を促進する。当該プロジェクトの投資額の30%に応じて補助金（最高1000万円を超えないこと）を与える。

**第六条** ICVの汎用技術研究開発、製品技術のテストと認証、標準と規範の研究作成、データと情報セキュリティ評価などの公共サービスプラットフォームを設立することを奨励する。プロジェクト投資額の30%相当の補助金（最高500万円まで）を与える。

**第七条** 主要業務の売上高が初めて5000万円、1億元、3億元、5億元、10億元に達する集積回路設計とパッケージング企業に対して、それぞれ1000万円、2000万円、2500万円、3000万円、5000万円の奨励金を与える。達成段階に分けて差額補足の方式で補助金を与えて、一社に対して、累計で最大5000万円を奨励する。



## 西青区政策シリーズ—人工知能とビッグデータ産業政策

**第八条** 集積回路の設計企業はMPW（Multi-Project Wafer：相乗り）試作プロジェクトに参加する場合、直接費用の80%を補助する。光MASKを購入する場合、購入費用の40%を直接に補助する。プロジェクト用ウェーハとテストウェーハなどの加工費用の40%を補助する。一社当たり以上3項目に年間総計補助金額に最大600万元まで。

### 第二部分 ビッグデータ産業発展支援策

**第九条** 西青区に新規進出したビッグデータ業界のリーディング企業及び上場（新三板を含む）企業（子会社を含む）に対して、払込資本金が5000万元以上に達した場合、初年度に200万元の進出奨励金を与える。

**第十条** ビッグデータ企業に対し事務所を提供する。ビッグデータ業界のリーディング企業は西青区に地域本部または子会社を設立する場合、それぞれ最大3000平米と1000平米のオフィスを最大3年間で提供する。関連基準に満たすビッグデータ企業に対して、データセンターのサーバー、ネットワークとクラウドサービスリソースを利用する場合、年間費用の50%相当の補助金（最大100万元まで）を与える。

**第十一条** 産業ビッグデータ管理プラットフォーム、ビッグデータ能力サポートプラットフォームとビッグデータ公共サービスプラットフォーム等データの流通と応用を促進するプラットフォームを建設するビッグデータ企業に対し、実際のプラットフォーム投資額の30%相当の補助金（最大200万元まで）を一括で与える。

**第十二条** 重点産業の研究開発設計、生産製造、経営管理、マーケティング、アフターサービス等プロセスのビッグデータ応用と異業種のビッグデータの融合と革新を促進すること。西青区主要産業の重点企業のビッグデータ応用のための技術改造に対し、改造資金の20%相当の補助金（最大200万元まで）を一括で与える。



# 西青区政策シリーズ--金融支援対策

## 第一部分 上場目的の株式会社への再編

### 第一条 企業の株式再編補助金

天津市は上場目的の株式会社の再編（以下は「再編」という）を完成する科技型中小企業に対し、市政府から一括で最大 30 万円の補助金を交付する。西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

### 第二条 資産再編

天津市の上場企業の資産再編または他の地域の上場企業を再編し、天津市に移転する場合、市政府から一括で 500 万円を補助する。天津市の再編企業とは、逆買収上場等を通じて上場目標を実現するローカル企業である。西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

上海、深圳証券取引所で上場した他の地域（天津市内他の区も含む）の企業が西青区に移転する場合、西青区は一括で 500 万円を補助する；全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で上場する他の地域（天津市内他の区も含まない）の企業が西青区に移転する場、一括で 100 万円を補助する。

## 第二部分 IPO と株式取引

### 第三条 メインボード、中小企業板、創業板上場

上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所に IPO する予定で、中国証券監督会又は海外証券取引所管理機構が正式に申請し資料を受理された企業に対し、天津市政府は一括で 200 万円を補助する；西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所に IPO 成功する場合、天津市は一括で 300 万円を補助する；西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

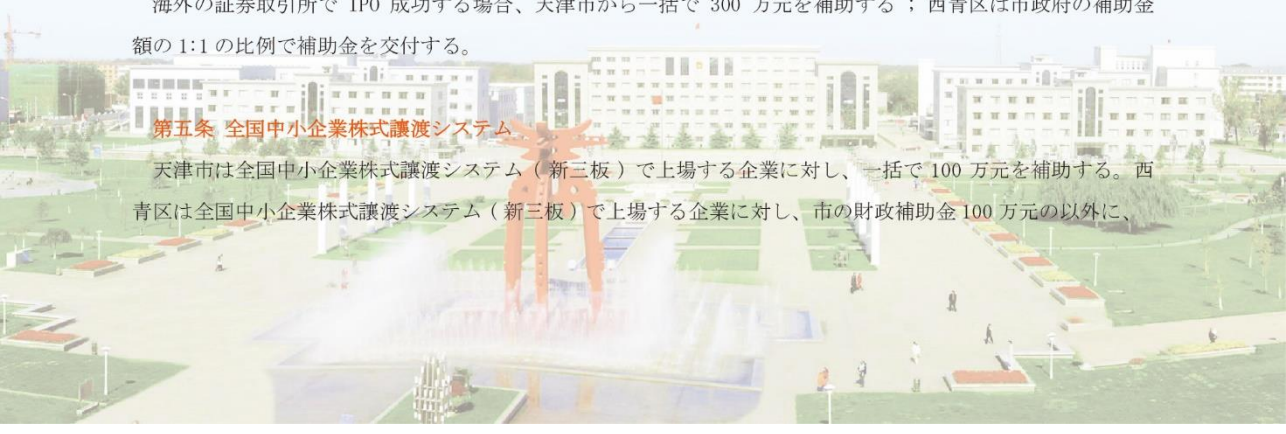
### 第四条 海外証券取引所

海外の証券取引所で IPO する予定で、中国証券監督会又は海外証券取引所管理機構かに正式に申請し資料を受理された企業に対し、天津市から一括で 200 万円を補助する；西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

海外の証券取引所で IPO 成功する場合、天津市から一括で 300 万円を補助する；西青区は市政府の補助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

### 第五条 全国中小企業株式譲渡システム

天津市は全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で上場する企業に対し、一括で 100 万円を補助する。西青区は全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で上場する企業に対し、市の財政補助金 100 万円の以外に、



## 西青区政策シリーズ--金融支援対策

その上場前の会計年度の営業収入に基づき、200 万元から 400 万元を補助する。その中で、上場前の会計年度の営業収入が 5000 万元（5000 万元を含まない）を下回る場合、一括で 200 万元を補助する；5000 万元から 1 億元（1 億元を含まない）の場合、一括で 300 万元を補助する；1 億元以上の場合、一括で 400 万元を補助する。西青区は全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で上場する企業に対し、その上場する期間内に毎年 20 万元補助する（最大 5 年間）。

### 第六条 天津株式取引所、天津浜海店頭取引市場（OTC）

天津株式取引所の A 板メインボード、A 板成長板または天津浜海店頭取引市場（OTC）の成長板上場した株式会社に対して、天津市から一括で 10 万元を補助する；西青区は市政府の助金額の 1:1 の比例で補助金を交付する。

### 第七条 その他

上海、深圳証券取引所に上場する予定の予備企業が専門機構と財務コンサルティング協議を締結した後、5 年以上の財務経験を持つ公認会計士を 1 人募集すると、西青区から毎年 10 万元を補助する（補助期間は最高 3 年で、補助対象は最大 2 人）。もし企業は途中上場を停止すると、補助金の執行も停止する。

上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所で上場した後、募集した資金は引き続き西青区で投資し、且つ追加投資額が 1 億元以上（1 億元を含む）の場合、西青区から追加投資額の 1% を相当する金額を一括で補助する（最高 500 万元まで）。

西青区は区内の企業に上場、取引サービスを提供する証券会社に対して奨励する。その中で、区内企業を上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所で IPO 成功させる場合、1 社当たり 50 万元の基準で奨励する；全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で IPO 成功させる場合、1 社あたり 20 万元の基準で奨励する。証券会社は 10 社の区内企業の上場診断報告書を完成してから奨励資金を申請することができる。



## 西青区の政策シリーズ—科学技術革新政策

### 「西青区先端製造創新駆動発展を奨励する政策意見(西青区先端製造イノベーション 20 条)」

#### 第一部分 適用範囲と制限条件

**第一条** 本意見は工商登録地、税務徴収関係は西青区内に所在し、健全な財務制度で独立会計し、独立な法人資格を持ち、そして 10 年間以内には西青区から登録所在地と実際経営地を移転しないこと、西青区内の納税主体地位を変更しないこと、登録資本を減少しないことを承諾する製造業企業又は機構に対し適合する。

**第二十條** 本意見に適合しているプロジェクトは同時に西青区の他の支援政策(西青区資金負担している各上級部門の支援政策も含む)も適合している場合、その中の金額高い方で補助する。特別規定があるのは除外する。補助金交付するときに税金が発生する場合、交付された企業又は個人が負担する。本意見は公表した日から実施し、2020 年 12 月 31 日まで有効である。

#### 第二部分 企業の成長を奨励する

**第二条** 当年度営業売上 10 億元以上且つ前年同期比成長率は 8% 以上、当年度営業売上 5-10 億元且つ成長率 10% 以上、当年度売上 5000 万元-5 億元且つ成長率 12% 以上で、そして、当年度の本区での納税額の成長率は 5% 以上の企業に対し、当年度の納税額の西青区所有部分の 20% 相当の奨励金を交付する。最高は 1000 万元まで。

**第三条** 第二条の条件を満足し、そして納税総額は 1000 万元以上の企業の高級管理者に対し、納付した個人所得税の 10% を奨励する(一社は 5 名まで)。毎年一人当たり最高 300 万元まで。一つの会社に対し、奨励総額は当該企業の納税額の西青区所有部分の 30% を超えてはいけない。

#### 第三部分 企業の研究開発の革新を奨励する

**第四条** 先端試験設備の購入を支援する。電子情報と次世代の通信技術、自動車と先端設備製造業、バイオ医薬と高性能医療機器等重点産業の重要分野の企業技術センター、工程(技術)研究センター、重点試験室、工程試験室等の先端試験設備購入と試験室建設(超静音、クリーンルーム、低温室等施設も含む)の投資に対し、実際投資額の 20% 相当の補助金を一括で交付する。最高は 2000 万元まで。

**第五条** 企業技術センターの建設を奨励する。企業が技術センターを建設し、国家レベル、市レベル、区レベルの技術センターを認定されたら、それぞれ最大 200 万元、100 万元、50 万元の補助金を一括で交付する。認可後の技術センターは再検査を合格した場合、国家レベル、市レベル、区レベルの企業技術センターに対し、それぞれ、50 万元、30 万元と 20 万元の補助金を交付する。

**第十条** 有名な大学、研究機構等が企業と一緒に先端技術の研究院を共同に建設する場合、前の 2 年間は最大 2000 万元の運営経費を補助する。3-5 年目は毎年最大 1000 万元の補助金を交付する。

**第十一条** 産業技術イノベーション戦略連盟を支援する。新しく設立した産業技術連盟又はリーディング企業産学研連盟に対し、50 万元以内の補助金を交付する。

**第十二条** インキュベーターと公共サービスプラットフォームを支援する。認定された区レベル科学技術企業インキュベーターに対し、入居状況と投資規模に基づき、200 万元以内の補助金を一括で交付する;市レベル以上のインキュベーターに認定されたら、再び 150 万元の一括の補助金を交付する。西青区内に登録する共通技術、検査、情報提供、トレーニング、知識財産運営サービス等公共サービスプラットフォームを提供する企業に対し、投資規模及びサービス企業の状況により、50 万元以内の一括の補助金を交付する。

**第十三条** 重大な科学技術革新プロジェクトを支援する。区内の企業の重大創新プロジェクトに対し、最大 500 万元の補助金を一括で交付する。企業が国家レベルの研究プロジェクトを受けたら、国家政策の 1:1 で補助金を交付する。最大 1000 万元まで。



## 西青区の政策シリーズ—科学技術革新政策

**第十四条** 企業が知的財産管理システムの認定を奨励する。初回知的財産管理システム認定を取得する企業に対し、一括で 10 万円の補助金を交付する。企業と大学、研究機構等産学研合作を支援する。科技型中小企業と大学、研究機構共同研究の科学技術の成果転化と産業化プロジェクトに支援し、支援金額は最大 50 万元まで。大学、研究機関及び海外の研究成果の購入する場合、技術契約金額の 10% を補助する。最大 50 万元まで。

### 第四部分 企業の生産技術革新を奨励する

**第六条** スマート製造のため、企業が専門業者よりスマート製造グレードアップ診断と方案編成の場合、グレードアップ診断と方案編成の直接費用の 50% 相当の補助金を与えて、最大は 100 万元まで。企業が国家自動化スマート化融合管理システムの基準に達したら、最大 20 万円の補助金を一括で交付する。

**第七条** 企業のスマート化グレードアップを奨励する。新しい設備投資又は設備改造、情報化建設の設備、ロボットと智能製造の設備購入に対し、実際購入金額の 20% (最大 1000 万元まで) を補助する。工業コントロールソフトウェアシステム、智能コントロールシステム、プロセスシステム、工業クラウドサービス等のシステムを購入する場合、購入費用の 50% (最大は 500 万元まで) を補助する。

**第八条** 企業による技術改造を支援する。自社資金又は中国国内の銀行から融資して、技術改造を行う会社に対し、実際投資金額の 6% を補助し、最大連続 3 年間で補助する。

### 第五部分 企業製品のイノベーションを奨励する

**第十五条** ニッチトップ企業を育成する計画を実施する。製造業のニッチ分野のトップレベルのチャンピオン企業になることを奨励する。ニッチトップ育成計画に入る企業に対し、最大 200 万円の補助金を交付する。国からニッチトップ示範企業と認定された場合、再び 100 万円の補助金を交付する。

**第十六条** 工業デザインセンター又は工業デザイン企業が国家レベルの工業デザインセンターと認定された場合、一括で 100 万円の補助金を交付する。工業デザインセンターと工業デザイン企業が市レベルの工業デザインセンターと認定された場合、一括で 50 万円の補助金を交付する。

**第十七条** 医薬品企業のジェネリック医薬品の一致性評価を支援する。年間売上収入は 500 万元以上の医薬品を一致性評価する場合、評価コストの 25% で支援し、最大 200 万元まで。評価した医薬品は国内上位 3 社の 1 社として通過した場合、更に 100 万円の補助金を交付する。医薬品企業が漢方薬の薬品製造プロセスの審査を補助する。プロセス審査が通過した漢方薬の品種に対し、ある程度の補助金を交付する。

**第十八条** 「切り札」製品育成計画を実施する。区レベルの「切り札」製品育成計画に入る企業に対し、一括で 50 万元を補助する。市レベルの「切り札」製品計画に入る企業に対し、市補助資金の 1:1 で区が補助金を交付する。

### 第六部分 企業モデルの革新を奨励する

**第九条** スマート製造サービスプラットフォームの建設を奨励する。スマート設備製造企業がビジネスモデルを革新し、現地化の工業クラウドサービスとサービスプラットフォームを建設して、設計コンサルティング、工程建設、設備リリース等のサービスを提供し、スマート製造工程のソリューション事業者になることを奨励する。

### 第七部分 金融支援

**第十九条** 上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所で IPO する予定で、中国証券監督会又は海外証券取引所管理機構が正式に申請資料を受理する企業に対し、一括で 200 万元を補助する；上海、深圳証券取引所又は海外の証券取引所で IPO 成功する場合、一括で 300 万元を補助する。西青区内又はほかの地域（天津市内ほかの区も含む）の上場企業を西青区内に移転して、再編する場合、一括で 500 万元を補助する；全国中小企業株式譲渡システム（新三板）で上場する企業に対し、一括で 200 万元を補助する。

# 西青区政策シリーズ—人材支持政策

## 「西青区人材発展の新政策の実施に関する意見（西青区人材新政 25 条）」

### 第一部分 人材導入政策

**第一条 「113」英才計画を実施する** 緊急不足人材、創新創業リーディング人材と創新創業のリーディングチームに対し、（審査を経て、認定合格の場合）最大 3000 万元の経費補助及び運営場所手当、住宅手当を与える。

①創業チーム:A、B、C 三種類に分けて、A 類最大 3000 万元、B 類最大 1000 万元、C 類最大 500 万元の補助金を与える。

②創業リーディング人材:A、B、C 三種類に分けて、A 類最大 500 万元、B 類最大 300 万元、C 類最大 200 万元の補助金を与える。

③緊急不足人材:緊急不足高級創業人材に対し最大 100 万元、緊急不足高級創新人材に対し最大 50 万元の経費補助を支給する。

**第二条 企業経営管理人材の導入を強化する** 西青区で登録納税し、年間売上高が 1 億元以上の企業は、世界トップ 500 社、国内トップ 500 社、上場会社など国内外の有名企業の中で総経理、副総経理、財務責任者などの高級職務を経験した経営管理人材を導入する場合、（認定合格後に）、一人当たり最大 100 万元の住宅購入補助金を与える。

**第三条 修士及び博士人材導入を強化する** 区内企業は他の県市区等から中級及び以上の職名を取得している者、「双一流」建設高校（学科）と最新の世界大学ランキングの上位 50 名の大学本科及び以上の学歴を有する者、大学博士課程の修士学歴及び以上を有する者等の人材を導入する場合、連続 3 年間生活手当を支給する。

中級職位の人材、「双一流」建設高校（学科）と世界大学最新ランキングトップ 50 校の大学卒業生に対し、1 人あたり年間 1.2 万元である；副高級職位を取得している人材、「双一流」建設高校（学科）と世界大学最新ランキング 50 位の大学院生に対し、1 人あたり年間 2.4 万元である；正式高級職位を取得した人材と大学の博士に対し、1 人あたり 3.6 万元である。

**第四条 フレキシブルな人材政策を実施する** ハイレベルの人材に対し、勤務条件こだわらず、フレキシブルな人材政策を実施する。西青区の機構、企業等に勤務する場合、プロジェクトと人材レベル等により、毎月最大 1 万元の生活補助金を（最大 3 年間）与える。

**第五条 西青「引才伯乐賞」を設立する** 人材仲介などの業者、機構が高レベル人材の導入を奨励する。「兩院」の院士、国家「千人計画」と「万人計画」の人材、省部レベルのリーディング人材とチームを導入する場合、最大 200 万元の奨励を与える。

### 第二部分 人材育成政策

**第六条 専門技術人材の「ピラミッド」育成計画を実施する** 区内の専門技術のトップ人材、学科のリーダー、青年の技術幹部等は各種の学術交流活動参加、学術著作出版、国内外の研修と育成訓練の参加に対し、最大の 3 万元の経費補助金を与える。

**第七条 企業の各種類の人材育成を強化する** 副高級、正高級資格を取得した専門技術人材に対して、それぞれ 3000 元、5000 元の奨励を与える。技術師、高級技師資格を取得した技能人材に対して、それぞれ 2000 元、4000 元の奨励を与える。修士、博士の学歴（学位）取得した社員はそれぞれ 5000 元、10000 元の授業料を補助する。

### 第三部分 人材奨励政策

**第八条 若者の創業活動を奨励する** 青年創新創業大会と青年創新創業の星選出活動を開催し、大会の受賞者には順位によって奨励を与え、「西青区青年創新創業の星」に選ばれた人材に対し、最大 10 万元の奨励を与える。

**第九条 各種の優秀な人材を奨励する** 西青区の推薦で「政府特殊手当専門家」などの国家または省部レベルの人材称号を獲得した場合、一人当たり 2～20 万元の奨励を与える。西青区の推薦で「千人計画」「国家特殊支持計画」

## 西青区政策シリーズ—人材支持政策

などの国家または市レベルの重点人材プロジェクトに当選した人材に対して、獲得した国家または市級助成金額の1:1で西青区から補助金を与える。

**第十条 人材創新を奨励する** 区内で研究開発又は研究成果転化に従事する人材に対し、国家または省部級科学技術計画プロジェクトの無償資金援助を受けた場合、助成経費の5%の割合でプロジェクトの責任者を奨励する（最大50万元まで）。

### 第四部分 プラットフォーム支援政策

**第十一条 ポストドクタープラットフォームの建設をサポートする** ポストドクターの研究ワークステーションを設立する企業に対して、一括で50万元の建設資金を与える。ポストドクターを募集する場合、1名あたり10万元の補助金を提供する。ポストドクター創新実践基地を設立する企業に対して、（認定後に）一括で20万元の補助金を提供する。ポストドクターを募集する場合、1名あたり5万元の補助金を提供する。

### 二、【その他人材支援政策】

**第一条 「千人夢実現計画」** 区内企業の従業員は、「千人夢実現計画」に参加し、南開大学遠隔教育学院の大学（総学費8000元）と専門学校（総学費9600元）を研修する場合、区政府と南開大学からそれぞれ1/4学費を援助し、学制2.5年間で国家認定学歴を取得することができる。

**第二条 西青戸籍者の就職手当** 区内企業は西青戸籍人員を採用して1年以上（1年を含む）の労働契約を締結し、労働契約を6ヶ月以上履行した後、契約を継続した場合、一人当たり2400元の基準で補助金を与える。その中、募集人員は「4050人員」（女性40歳以上、男性50歳以上の人員）、障害者、軍人、軍人家族、全日制本科及び以上の学歴卒業生（卒業2年以内）の場合、上記の補助金以外に、1名につき1000元の補助金を追加で支給する。

**第三条 安定勤務手当** 最近二年間には、企業再編、生産能力過剰の解消、立ち遅れた生産能力の淘汰、モデルチェンジなどの産業構造調整措置を実施した企業、または生産経営が困難になり、しかも、最近二年間の人員削減は全従業員の人数の10%以内の企業に対し、雇用人数の50%の基準で、一人あたり600元/月の手当（毎年最大六ヶ月まで）を支給する。

最近二年間の年間人員削減比率は本市の都市登録失業率を下回る場合、前年度の失業保険料の総額の25%相当の安定勤務手当を支給する。

**第四条 長期労働契約の社会保険手当**（50歳以上の男性、40歳以上の女性）従業員と長期労働契約を締結または更新する雇用企業に対して、（締結又は更新契約の人数に基づいて）その年の社会保険最低納付基数に基づき、養老保険、医療保険、失業保険等の手当を交付する。その中、5年～10年の期間の労働契約を締結または更新した場合、1年間の期間保険金額相当の手当を与える。10年の期限または固定期限なしの労働契約を締結または更新する場合、2年間の保険金額相当の手当を与える。

**第五条 技能研修の手当** 前年度実際発生した研修費は同年度の失業保険納付額を超えた部分を補助する。補助額は最大年間失業保険料の総額の50%までで、毎年一回しか申請できない。

**第六条 学歴と職名昇格の手当** 従業員が在職期間中に専門学校以上の学歴を取得した場合、一人当たり1000元の学歴手当を支給する。在職期間に初級、中級と高級専門技術職資格を取得した場合、それぞれ1000元、1500元、2000元の職名昇格手当を支給する。

**第七条 技能アップの手当** 職業資格または職業技能証明書を取得した企業の従業員に、初級（5級）1000元、中級（4級）1500元、高級（3級）2000元の補助金を与える；証明書の発行日から12ヶ月以内に技能アップ手当を申請することができる（証明書の発行日を基準にする）。

# 西青区政策シリーズ—現代サービス業政策

## 「西青区は現代サービス業の振興に加速させるサポート政策」

### 第一部分 企業成長と壮大へのサポート

**第一条** サービス業のトップ企業の成長にサポートする。本区の経済発展に年度1億元以上を貢献した企業に対して、初年度から当区の経済発展への貢献額の100%、80%、60%の割合で、3年連続で奨励する。

**第二条** サービス業の潜在力企業の成長にサポートする。規模以下の企業が初めて規模以上の企業に成長した場合は、その年に当区の経済発展への貢献額の100%を奨励する。年間の増加額が2億元以上（2億元を含む）で、かつ同比で6%以上増加し、年間の増加額が1億元（1億元含む）から2億元の間で、しかも同比で8%以上増加し、年間の増加額が1000万元（1000万元を含む）から1億元の間で、かつ同比で10%以上増加した企業に対して、その年に当区の経済発展への貢献額の20%を奨励する。

**第三条** 第一条と第二条の規定に合致する企業は、企業の高級管理者（1社あたり5名以内）個人の課税所得額の20%を超えない金額を奨励する。1人当たりの年間最高奨励額は300万元を超えない。

### 第二部分 科学技術サービス業の発展へのサポート

**第四条** 企業が創新センターを設立することを奨励する。西青区産業の重点方向に適合し、天津市レベルの創新センターと認定された場合、天津市レベルの補助金標準によって1:1区レベルの資金を提供する；国家レベルの創新センターと認定された企業、国家級の補助金の基準によって1:1区レベルの資金を補助する。

**第五条** 西青区の産業発展方向に適合する業界のトップ企業が自身の主導製品を中心にインキュベーションセンターあるいは産業研究院を創建することを励まし、設備購入、家賃、研究開発の投入などの実際の支出費用が30%を超えない割合で、最高500万元を超えない資金を提供する。企業のアウトソーシング科学研究成果の買い戻しをサポートし、買い戻しの支出の30%を超えない割合で、最高200万元を超えない資金を提供する。

**第六条** 企業が研究開発機構の設立に奨励する。新認定（新導入を含む）の国家級と市級企業重点実験室、工程技术センターにそれぞれ200万元以下と100万元を超えない1回限りの奨励を与える。再認定された国家級と市級の企業重点実験室、工程技术センターに対してそれぞれ50万元と30万元の奨励を与える。新しく建てられた区級院士専門家ワークステーションに対して、一回で25万元の奨励を与える。

**第七条** 社会機構は主催者として創業ロードショー、創業大会、創業フォーラムなど各種の創業活動を展開し、その活動の実際支出の50%によって補助を与え、単独の機構の年間サポート金額は最高50万元を超えない。

**第八条** サービス業と先端科学技術の融合を加速し、サービス業の創新を通じて製造業の創新を促進する。製造企業が現代サービス業を応用して研究開発、設計、生産とサービスの全流れを統合し、企業の運営効率を向上させることを奨励する。スマート管理システムのプラットフォームを使用してアップグレードする企業に対して、実際に投入した30%のサポートを与え、最高100万元を超えない。

### 第三部分 観光産業の発展へのサポート

**第九条** 当区の観光経済に著しい促進作用をもたらす祭りを開催し、活動費用の50%を補助し、最高100万元を補助する。西青区の地域文化を反映する観光演芸プロジェクトに対して、宣伝マーケティング、市場開拓の実際発生費用の50%を補助し、最高200万元を補助する。

**第十条** 旅行企業がブランド戦略を実施するにサポートする。西青区で設立された旅行企業は国家の5A級、4A級、3A級の観光地と評価された場合、それぞれ1000万元、100万元、50万元の奨励を与える。国家のA級観光地に対して、その他の国家級、市級観光ブランドの称号に選ばれた観光地区（企業）のインフラの改造を実施し、実際の投資金額の30%を補助し、最高100万元を補助する。五つ星、四つ星、三つ星の観光ホテルに選ばれた場合、それぞれ200万元、

## 西青区政策シリーズ—現代サービス業政策

100 万円、50 万円の奨励を与える。

**第十一条** 観光地区（企業）が知恵観光プラットフォームの建設を加速し、目標を達成し、区級プラットフォームとドッキングした場合、場所の内装とハードウェア設備の購入を奨励し、新たに建設費用の 50% を補助し、最高 50 万円を補助する。

**第十二条** 「老字号」製品、工業製品、農産物、文化芸術製品などの製品は設計、生産を深化させることによって、西青の特色ある文化製品と観光客が買いやすい特色ある旅行商品に転化し、研究開発設計の費用総額の 50% を一括で補助し、最高 20 万円を補助する。西青特色の旅行商品の販売をサポートし、年間売上高が 200 万元以上に達した場合、5 万円を奨励し、年間売上高が 500 万元以上に達した場合、20 万円を奨励する。

### 第四部分 その他の重点業種の発展へのサポート

**第十三条** 現代物流業の発展をサポートする。第三方と第四方物流企業に奨励し、モノネットワーク、クラウド計算、ビッグデータ、モバイルインターネットなどの先進情報技術を運用して、総合運送情報の展開、「道路港」、物流資源取引などのプラットフォームの設立、情報発信、取引仲介、路線最適化、倉庫管理などのサービスを提供する。物流サプライチェーン管理プロジェクトの建設を奨励し、伝統的な運送、倉庫企業の全産業チェーンへの拡張を実現する。本区の経済発展に貢献した 30% の補助を与え、単一のプロジェクトは最高 500 万円を補助する。

**第十四条** 検査認証産業をサポートする。サードパーティ検証と認証技術サービスの発展に力を入れ、生産性サービス企業が検測、検査、検疫、計量、品質、安全検査、認証技術などのサービスを展開することを奨励し、サポート条件に合致する重点分野とキーポイントプロジェクトに対して、各プロジェクト投資額の 15% を補助し、最高 400 万円を補助する。

**第十五条** 5 G ネットワークアプリケーションをサポートする。5 G ビジネス研究開発を中心業務とする企業に対し、家賃、水、電気、ネット料金など 3 年間無料で提供する。5 G 商用研究開発プラットフォームのハードウェア設備とソフトウェア購入費用の 50% を補助し、最高 200 万円を補助する。5 G ネットワークの遠隔医療、自動車インターネット、スマートルーム、協同設計、工業コントロール、環境モニタリングなどの分野での応用をサポートし、プロジェクト投資額の 30% を提供し、最高 500 万円を補助する。

**第十六条** 電子商取引を積極的に発展させる。電子商取引企業の集中発展を奨励し、ICP（ウェブサイト経営許可証）の認証を持つ、かつ国と天津市が認定された電子商取引モデル企業に対し、それぞれ 100 万円と 80 万円の補助金を与える。

**第十七条** バイオ医薬産業のアップグレードをサポートする。認定された重大バイオ医薬公共技術サービスプラットフォームに対して、GMP（医薬品生産品質管理規範）に該当する薬品の試薬プラットフォームまたは特殊な専門要求がある臨床研究病院には、実際の投資額の 30% を奨励し、最高 1000 万円を奨励する。国家食品薬品监督管理局と世界経済協力と発展組織 GLP（医薬品非臨床研究品質管理規範）により認証された医薬品開発安全性評価プラットフォームに対して、実際投資額の 30% を奨励し、最高で 1000 万円を奨励する。

**第十八条** 教育ヘルスケア産業をサポートする。新しく導入された国内外の有名な教育機関にハードウェアの保障を提供し、家賃と設備投入の 30% を補助し、最高 400 万円を補助する。新しく導入された実際投資額は 5000 万元以上のスポーツ産業プロジェクトに対し、400 万円の一括補助を与える。新しく導入された医療機関が西青区で三級医療ネットワークを建設し、固定資産投資の 30% をサポートし、最高 500 万円をサポートする。医療機関が医療データプラットフォームを利用して医療ビッグデータの共有交換を行い、50 万円の 1 回限りの資金サポートを提供する。

## 西青区の政策シリーズグレードアップ促進政策

大300万元まで)を与える。

### 第五部分 ビジネスモデルのイノベーションを奨励する

**第十条** 夜間経済の発展を支持する。西青区内で開放式又は閉鎖式の夜間経済の街作りとエリア開発の建設または改造プロジェクトを支持する。関連基準を満たす夜間経済プロジェクトに対し、施設建設の投資総額の最大30%(最大500万元)を補助する。

**第十一条** 特色商業街の建設と運営を支持する。新規開発かつ投資額3000万元以上、既存改造かつ投資額1000万元以上の特色商店街に対し、それぞれ投資会社に300万元、150万元を一括に奨励する。夜間経済を重点開発する特色商店街に対し、更に50万元を一括で奨励する。特色商店街に入居する「老舗」、「馳名商標」企業に対して、賃貸料金の30%を3年間(累計で最大200万元まで)で補助する。

**第十二条** 新たに「中華老字号」称号を獲得した区内サービス業企業に対し、20万元を一括に奨励する。新たに「津門の老舗」称号を獲得した区内サービス業企業に対し、10万元を一括に奨励する。

### 第六部分 展示会産業の発展拡大を支持する

**第十三条** 展示会(会議)産業の発展を支持する。学(協)会、商会、独立法人企業は区内の一定規模のホテル会議センター(独立法人)で各種商業会議、学術会議を開催する場合、会議の規模に応じて、会議主催者に対し、最大4万元の宿泊手当や会議場所料金の50%の補助金を与える。

**第十四条** 展示会サービス業の発展を支持する。区内で納税を登録した展示会専門会社及び展示会関連サービス会社(独立法人企業)に対し、展示会関連業務売上は初めて1000万元を超えた場合、初めて2000万元を超えた場合、初めて3000万元を超えた場合、(審査通過した後に)、それぞれ10万元、20万元、30万元を一括で奨励する。

### 第七部分 本部経済を着実に発展する

**第十五条** 本部経済の発展を支持する。区内で新規登録納税して、認定された会社本部、地域本部、決済センターなど本部機能機関に対し、年営業売上が5億元を超えて、かつ連続3年間の伸び率が前年度より5%以上に達した場合、3年以内に西青区経済発展貢献の50%相当の補助金を奨励する。

### 第八部分 民生商業施設の品質を高める

**第十六条** 関連基準を満たす新規完成した(室内)野菜市場に対し、市レベルの補助金の上に、更に100元/平方メートルの補助金(一市場の補助額は30万元まで)を与える。関連の基準で星レベルと評価される野菜市場に対し、評価合格してから、一括で20万元の奨励金を与える。

**第十七条** 関連基準に従って新規建設または改造した朝食店は模範店舗基準に達する場合、評価合格してから、投資額の50%相当の(最大20万元)奨励金を与える。

**第十八条** コミュニティ商業センターの建設と経営を支持する。区内のコミュニティ商業センターは市レベル、区レベルと認定された場合、それぞれ20万元、10万元を一括で与える。

### 第九部分 着実に国際貿易の発展拡大を推進する

**第十九条** 西青区の国際貿易の発展拡大を着実に推進する。重点企業が示範作用を発揮することを励まし、良質の国際貿易企業を積極的に誘致、育成する。企業の自主ブランド建設、積極的な国際市場を開拓、短期輸出入信用保険に加入すること等を支持する。

### 第十部分 サービス貿易を発展させる

**第二十条** サービス業アウトソーシング産業の発展を加速する。アウトソーシングの実行金額が100万ドル以上、区内で統計する企業に対し、規模に応じて毎年最大30万元の奨励金を与える。

# 西青区の政策シリーズグレードアップ促進政策

## 「西青区商務発展グレードアップ促進政策」

### 第一部分 現代サービス業の発展を支持する

**第一条** 西青区に登記したサービス業法人企業は、1億元以上のサービス業のプロジェクトを新規に立ち上げる場合、（西青区経済政策指導小組より認定した）プロジェクトの実際の投資額に応じて、補助金を与える。投資金額は1億元以上（1億円を含む）3億元未満の場合は、補助金は実際投資額の1%である。投資金額は3億元以上（3億元を含む）の場合、補助額は実際投資額の1.5%である。この政策は最大3年間で、一年最大5000万元までである。

**第二条** 生産性サービス業の発展を奨励する。新しく登録した生産性サービス業企業（区内の製造業企業の内部サービス機能を独立し、西青区に新規登録し生産性サービス法人企業を含む）に対し、西青区の経済発展貢献部分の50%に相当する支援金額を提供する。毎年最大500万元で、2年連続提供する。

**第三条** 製造業の社内販売機能を独立することを奨励する。区内の製造業企業が内部販売機能を独立して、区内で新規設立したサービス業企業の場合、年間売上が1億元（1億元を含む）以上3億元未満、3億元（3億元を含む）以上は5億元未満、5億元（5億元を含む）以上を達成した初年度には、それぞれ、20万元、50万元、80万元を一括で補助する。また、一括補助金のほかに、当区の経済発展貢献を参考して他の補助金を与える。

**第四条** 工業パークの空き工場を利用して現代サービス業産業園に転換することを奨励する。改造後の現代サービス業園の建築面積は1万平方メートル以上の場合、プロジェクト投資会社に対して改造実際投資額の50%相当の補助金（最大1000万元まで）を与える。国家級示範園区と認定される場合、一括で200万元の奨励金を与える。

### 第二部分 電子商取引産業の発展を奨励する

**第五条** 電子商取引産業パークとプラットフォームの建設を奨励する。国家、天津市の商務部門より認定された電子商取引示範園区に対して、それぞれ100万元、80万元の奨励金を一括で与える。現物取引のオンライン卸売り和小売第三者プラットフォーム、自社独自プラットフォーム、総合型プラットフォームの建設或いは改造に対し、実際費用の最大50%まで補助する。その中、オンライン卸売り和小売第三者プラットフォーム、総合型プラットフォームに対し、最大50万元まで、自社独自プラットフォームは最大40万元までで補助する。

### 第三部分 サービス業企業の発展拡大を奨励する

**第六条** サービス業企業は経営規模の拡大を奨励する。売上は初めて関連の認定基準に達成したサービス業企業に対し、区財政から5-10万元の奨励金を一括で与える。

**第七条** 現代のサービス業の発展拡大を支援する。当年度の経済発展貢献は1000万元（1000万元を含む）以上、かつ成長率は5%以上のサービス企業に対し、西青区経済発展貢献部分の50%に相当の補助金を（最大3年間で、一年は最大1000万元まで）与える。この補助金は区と町鎮の財政が1:1の割合で支払う。

**第八条** 卸売りと小売企業の販売規模の拡大を奨励する。西青区に新規進出した年間売上が1億元以上（1億元を含む）の（統計規模以上の）サービス業企業に対し、10-30万元の補助金を一括で与える。区内の統計規模以上の卸売りと小売企業に対し、前年度の売上水準に基づいて、売上高、消費品小売総額の成長量と成長率をそれぞれ順位付けし、各指標に上位10位の企業に4-10万元の奨励金を与える。

### 第四部分 伝統的な商業施設のグレードアップを推進する

**第九条** （伝統商業施設の）デジタル化、知能化のアップグレードを支持する。区内のショッピングセンター、百貨店、大型総合スーパーなどの小売企業は経営場所に対してオンライン取引と情報交流、電子支払、商品管理等機能を完備するためのデジタル化、情報化、知能化建設と改造を支持する。設備購入費、ソフト購入及び研究開発費、建設改造費用、特許購買費、設計コンサル費、サーバー費用などプロジェクトの実際の発生費用の30%相当の補助金（最



「投資西青」  
Wechat 公式アカウント



「XEDA 科学技術」  
Wechat 公式アカウント

#### 科学技術部

- ☎ 電話：022-83967603/83967601
- ✉ PCメール：kjb@xeda.gov.cn
- 📍 住所：天津市西青経済技術開発区興華七支路8番

#### 海外知力導入指導グループ

- ☎ 電話：022-83967639
- ✉ PCメール：yzb@xeda.gov.cn
- 📍 住所：天津市西青経済技術開発区興華七支路8番

#### 企業運営部

- ☎ 電話：022-23963233/23873607
- ✉ PCメール：qyb@xeda.gov.cn
- 📍 住所：天津市西青経済技術開発区興華七支路8番

#### 国家級 天津西青経済技術開発区日本事務所

代表 慕 鵬 (ボ ホウ)  
Tel：03-3261-4922  
FAX：03-3261-4932  
HP:xeda.tjq.gov.cn  
E-mail:mupeng@xeda.com.cn  
〒102-0094東京都千代田区紀尾井町3-19紀  
尾井町コートビル402号室